

## 財務諸表に対する注記（清明保育園）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物及び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員の退職金の支出に備えるため、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上し、同額を退職給付引当資産として計上している。

なお、当期より京都社会福祉事業企業年金基金に移行したことにより、平成27年9月末時点の退職給付引当金残高を当期から3年間で取崩すこととしている。

### 2. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済及び一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する京都社会福祉事業企業年金基金に加入している。

### 3. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

(1) 清明保育園拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

ア 清明保育園

イ 本部

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
土地	110,029,410		0	110,029,410
建物		200,399,355	7,753,487	192,645,868
合計	110,029,410	200,399,355	7,753,487	302,675,278

### 5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし。

### 6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	110,029,410 円
建物（基本財産）	192,645,868 円
計	302,675,278 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	102,920,000 円
計	102,920,000 円

### 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし。

8. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

単位：円

属性	役員の名	住所	職業	関係内容	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
理事長	植村義弘	京都市山科区	清明会理事長	—	資金の返済	5,000,000	短期運営資金借入金	8,000,000

9. 重要な偶発債務

該当事項なし。

10. 重要な後発事象

該当事項なし。

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし。